6川 C 保 1 第 1897 号 令和 7 年 3 月 5 日

市外各民間保育所園長 様

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第1課長

川崎市への保育所に係る子どものための教育・保育給付費等の年度末に向けた 請求事務の取扱いについて(通知)

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。 さて、標記給付費等の年度末に向けた請求事務の取扱いについては、請求期間も残り僅かとなってきたところですが、円滑な請求・支払事務のため、令和6年度教育・保育給付費等における年度末の請求において次のとおり取り扱うことといたします。

## 1 追加分の請求について

令和6年度の給付費等の請求期間は出納整理期間である<u>令和7年5月まで</u>です。公定価格の改定に伴う追加払やその他未精算・未請求分の追加払等を限られた期間で円滑に処理するため、請求時期・内容について次の表のとおりとさせていただきますので、御理解・御協力をお願いいたします。

請求年月	請求上の留意点
令和7年3月	◎令和7年3月当月分の請求及び4月~2月分の追加請求について
	請求してください。(公定価格の単価改定及び4歳以上児配置改善加
	算を除く)
	特に、今年度1度も請求していない施設については施設情報の確認
	等が必要のため、必ず請求してください。
	◎3月加算や処遇改善等加算Ⅱ及びⅢ等についても、各種認定通知等
	が届いている施設は順次請求してください。
令和7年4月	◎公定価格の単価改定及び4歳以上児配置改善加算を請求してくださ
	V'o
	◎未請求月分を含め、令和6年4月~令和7年3月分のすべての追加
	請求について、必ず4月15日までに請求してください。
令和7年5月	◎やむを得ず4月までに終わらなかった分の追加請求のみ請求を行っ
	てください。

※なお、各請求年月とも、<u>15日(15日が閉庁日の場合はその前の開庁日)までに受け付けた分が当月末払となりますので</u>、期限厳守でお願いいたします。<u>5月15日を過ぎると令和6年度分の支払いができなくなります</u>ので、御注意ください。

## 2 その他の留意事項について

その他請求上、留意が必要な事項として、次の点が想定されますので、御留意ください。

## <請求上の留意点>

- ・物価高騰対策支援事業(令和6年8月から10月分及び令和7年1月から3月分)については当該自治体の取扱いを確認でき次第、本市の対応を検討いたします。請求方法については後日、別途通知いたします。
- ・本市への保育所に係る子どものための教育・保育給付費等の請求方法については以下 の市ホームページに、通知文及び請求様式を公開していますので、適宜、ダウンロー ドして御利用ください。
  - ⇒川崎市への市外保育所に係る子どものための教育・保育給付費等の請求について (URL http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000068647.html)
- ・本市では保育必要量の変更や処遇改善等加算率などの加算の遡及認定等により、追加請求や精算を行おうとする場合には、未払分の請求と併せて追加請求又は精算を行えるものとしています。本市所定の請求明細書を適宜加工し、追加請求又は精算が必要な金額を記載の上、御請求ください。 追加請求や精算の内容が複雑な場合には、別途内訳が分かる明細書を添付の上、併せて御送付ください。
- ・なお、請求書等の送付先は、次のとおりです。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 給付・指導担当宛て (封筒の表面に**"広域入所に係る給付費請求書在中"**と記載してください。)

請求に関するお問い合わせ(川崎市事務処理センター)電話 044-233-1140FAX 044-233-1136(給付・指導担当)電話 044-200-2662